

鳥取県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年2月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|--|------------|
| 東伯野添線 | 東伯郡琴浦町大字浦安字北畠408-8地先から同町大字光好字石田井449地先まで | 平成23年2月27日 |
| 倉吉東伯線 | 東伯郡琴浦町大字上伊勢字神子田126地先から同町大字下伊勢字往還端510-1地先まで | ” |
| 福永由良線 | 東伯郡琴浦町大字鋤字屋敷257-6地先から同大字字七窪田570-1地先まで | ” |